

研究論文

東京大学における百年史編纂後のアーカイブズ構想と展開過程

加藤 諭

はじめに

1974年に始まる東京大学百年史編纂事業は、それまでの国立大学では類を見ない全十巻という巻構成をとり、13年に及ぶ編纂過程において膨大な史料が収集されていった。一方百年史編集委員会と実務を司る百年史編集室はプロジェクト組織であり、1980年代に入ると、編纂終了後の史料散逸の危険性がクローズアップされるようになる。

東京大学では1981年「東京大学関係資料の保存と利用に関する予備的研究」グループが発足し、1983年にはその報告書がまとめられるとともに、『東京大学史紀要』第4号において「大学アーカイブズ」の特集が組まれるなど、東京大学百年史に関わる学内の研究者を中心として、大学史編纂に留まらない大学史史料を恒常的に収集する機関の設置について研究・検討が進められていった¹。

こうした学内共同研究の中心にいたのが1983年から土田直鎮に代わって百年史編集委員会委員長兼百年史編集室長を務めていた寺崎昌男であった。寺崎はポスト年史編纂体制を模索していく中で、東京大学に大学アーカイブズを設置することを志向し、その将来構想は学内の議論を経て「大学史史料センター構想」に結実していくこととなる。しかし結果的にセンター構想は実現せず、東京大学には当面の措置とされた大学史史料室が設置されるに留まった。日本における本格的な大学アーカイブズは2000年に設置される京都大学大学文書館を待たねばならない²。本稿では、この実現に至らなかった大学史史料センター構想が如何なるものであったのか、そして構想が如何なる過程を経て挫折したのか、について明らかにすることを課題としている。

先行研究においては、小根山美鈴がセンター構想の存在を指摘しているほか³、加藤諭が1980年代後半から1990年代における東京大学の文書移管制度について明らかにしている⁴。しかし、その内実と実現に至らなかった要因については、これまで先行研究では明らかにされてこなかった。折田悦郎は、この間の東京大学の動きが、九州大学や名古屋大学など後発の大学史料室の設置・運営に影響を与えたとしており⁵、大学史史料センター構想と展開過程の解明は、日本における大学アーカイブズ成立過程を考察する上で重要な作業であるといえよう。

以上の先行研究を踏まえ、本稿では東京大学史史料センター構想の議論の過程を、センター化概算要求の取りまとめを行っていた「東京大学史料の保存に関する委員会」の分析を中心に、寺崎からのヒアリングを適宜検証することで明らかにしたい。

1. 百年史編集室専門委員会における大学史史料センター構想

東京大学内での大学アーカイブズ設置構想は、1983年にまとめられた学内共同研究「東京大学関係諸資料の保存と利用に関する予備的研究」において、「東京大学内に大学文書館を設

置する」提言がなされたことを嚆矢とする。この調査報告は、東京大学創立百年記念学術研究奨励資金による2か年の学内共同研究によるもので、研究代表者は土田直鎮文学部教授が務め、そのほか稲垣栄三工学部教授、伊藤隆文学部教授、寺崎昌男教育学部教授、益田宗史料編纂所教授、長沢雅男教育学部助教授、渡辺定夫工学部助教授、中野実教育学部助手が共同研究者であった。このうち土田は東京大学百年史編集委員会委員長、稲垣、寺崎はそれぞれ同副委員長の立場にあり、伊藤、益田も同委員、中野は同室員と8名中6名までが百年史編纂の関係者であった。この調査報告がまとめとして「今回の学内共同研究の結果、強く痛感されたのは、本学の沿革を徴する文書が系統的に整理、保存されていなかったということである。それはすでに百年史編纂に多大の困難をもたらしてきた⁶」と記載しているように、学内共同研究の動機が百年史編纂における史料収集の困難さと、編纂後の散逸危険性に対する危機感を背景としたものであったことがわかる。

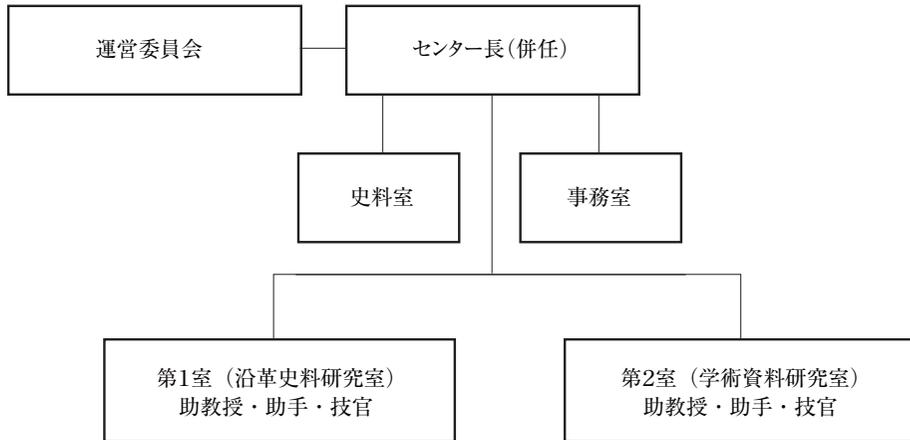
この調査報告で提示された大学文書館像は、図書館からは分離し、ミュージアムとも並立関係にあるアーカイブズであり、そのためには特定部局に所属しない、学内共同利用センターが望ましいとされた。施設は、当時百年史編集室が置かれていた大講堂（安田講堂）内とし、スタッフは、現職教授によるセンター長併任、専任（助教授、助手）若干名、技官若干名で、その機能は、文書の整理・保存及び目録作成ほか、適当な文書の公開・閲覧等を行い、将来の年史編纂を準備する、というものであった。また、この構想の前提として「大学文書の保存と利用に関する学内委員会が設置されることが望まれる。この措置は大学文書の持つ価値とその緊要性を全学に徹底するために是非とも必要」と全学委員会の設置必要性が明示された⁷。この調査報告はのちの大学史史料センター構想を大きく規定していき、1983年土田直鎮の後を受けて百年史編集委員会委員長に就任した寺崎昌男のもと、実際この文書館像に沿って学内手続きが進められていくこととなる。

1985年3月8日、百年史編集委員会の席上、寺崎委員長は「東京大学アーカイブズ」ともいうべき構想を考えたい旨を提案⁸、これを受けて同月26日百年史編集室専門委員会から平野龍一総長宛に「本学の非現用公文書類や議事録、あるいは上述の寄託史料等の東京大学沿革史史料、ならびに本学教官による研究成果および研究資料、以上の資料（documents）の収集、整理、保存、活用を目的とするセンター（学内共同利用施設）の設立」を骨子とする「東京大学史史料センター（仮称）設置の提案」が提出された。提案の追補に「①沿革史資料等の現況および施設利用の現状からみて、本センターの設置は、百年史編纂事業終了後、空白期間をおかず実行されることが必要である。②本センターが設置されれば（中略）将来沿革史編さんへの準備が着手されることにもなろう」とあるように、東京大学百年史編纂事業が1986年度には完結する見込みの中、センター構想はポスト年史編纂組織として、組織体制の独立性を担保しながら百年史編集室の改組拡充を意識したものであった。

ここで提案された具体的なセンターの組織上の位置づけは、「(1) 特定部局に属さない独立センターとする。(2) 学内共同利用機関とする。(3) 東京大学総合研究資料館（university museum）と並立する東京大学文書館（university archives）としての性格を持つ」というも

ので、当該センターは「史料編さん所の一部門として設置されることは不可能」であり、総合研究資料館とも「museum に対する archives として別個の性格・目的をもつ機関である」として独立性がうたわれていた。学部等附属教育研究施設ではなく、大学の学部等から独立した学内共同教育研究施設としてアーカイブズを措置されることが想定された点において、「東京大学関係諸資料の保存と利用に関する予備的研究」が提案の下敷きとなっていることがわかる。また組織の構成は、第1室（沿革史料研究室）と第2室（学術資料研究室）の2室体制とし、第1室は東京大学の沿革に関する史・資料の収集、保存、整理ならびに大学史研究、編纂を行い、あわせて資料の学術的利用に当ることを目的とし、第2室では東京大学における研究ならびに教育に関する学術資料の収集、整理、保存、利用をなし、大学学術史の研究に当ることを目的としていた。両室にはそれぞれに助教授1、助手1、技官1を配置するほか、センター長（部局教授併任）直下に史料室を設け、図書室・史料室職員2という人員構成が企図された。大学公文書や学術資料を系統的に収集・保存・公開する機能、大学史の編纂と研究、研究者資料を通じた学術史研究などを総合的に展開させるセンターがイメージされていたといえよう⁹。

図1 大学史料センター(仮称)組織図



出典：「東京大学史史料センター（仮称）設置の提案」1985年3月26日『東京大学史料の保存に関する委員会 第1級（第1回～第8回）』（S0104/0001）東京大学文書館所蔵

この時期以降、文書館ではなく、東京大学史史料センターという呼称が用いられていくことについて、寺崎は「館というといかにも入れ物」で学内外に理解を得にくかったこと、さらに当時「文部省の中で一番通りやすい言葉は情報という言葉」で「歴史情報と付けると通り易いかもしれない」、という歴史情報センター名称案の助言が事務方からあったことを回顧している。寺崎によれば結局、史料を情報と読み替えることには抵抗があり従わなかったが、センターとすることは採用したという¹⁰。

史料センター設立の将来構想が提案されたことを受けて、同年10月、同じく同専門委員会

から「東京大学百年史編集室史料の措置について」が森巨総長宛に提出され、百年史編纂後の史料の措置について懇談会の設置が提案された。提案を受けて設置された「東京大学百年史編集史料保存に関する懇談会」は森総長の意向を受けた西島和彦総長特別補佐が座長を担い、2回の会合を経たのち、1986年3月31日答申をとりまとめることになる。この答申では2つの案が提示された。1つは史料センターの設置を目指す前提として学内に「東京大学史料の保存に関する委員会（仮称）」を設けるとともに、1986年度末で解散予定の東京大学百年史編集室を「東京大学史料室（仮称）」として再組織し、上記委員会の下に、当面の史料保存、整理、利用にあたり、少なくとも百年史編集室の専任者定員、施設面積を維持する、というプラン。もう1つは当時学内でもちあがっていた「国際学術交流センター」構想のなかに大学史史料センターの機能を収容するというプランである。

国際学術交流センター構想は、名称を変え1987年先端科学技術研究センター（以下先端研）に結実することになるが、当時センター内に日本比較研究情報室と国際交流情報室を設け、両者をあわせて基幹部門1をあてるという組織計画があり¹¹、この2つの情報室の機能、任務、仕事の形態は大学史史料センターと類似することが予想されることから、この2情報室と並列する組織として「大学史研究情報室（仮称）」として同部門の中に位置づける、もしくは大学史史料センターが本来もつべき機能が損なわれることのないよう配慮しつつ機能を日本比較情報室の内部に含める、という案であった¹²。前年出された「東京大学史史料センター（仮称）設置の提案」ではセンターの性格については、独立性を担保すべきとしていたものの、この答申では他のセンター構想との接合も併記されている。後述するように、東京大学における大学アーカイブズは独立した組織として機能すべきか、他の全学センター級の組織の中の部門（あるいは室）として機能させるべきか、常に模索される存在であった。東京大学百年史編集室後の体制を如何に設計すべきか、という初発の答申の中に、すでにその議論が内包されていたことは、日本における大学アーカイブズの確立が情報公開法制定以前において如何に困難であったか、その状況を考察する上で示唆的であるといえる。また「いくとすれば道は2つしかないと思う」として、この2方向を提示したのは座長の西島和彦であったことを後に、寺崎は回顧している¹³。

しかし、懇談会答申が総長に対しなされたことで、東京大学内では少なくともポスト年史編纂体制を現実的に検討する環境が整えられたことを意味していた。答申後の1986年5月14日、本部事務局広報企画課と寺崎昌男百年史編集委員会委員長、中野実百年史編集室員の間で会合が開かれ、後の東京大学資料の保存に関する委員会の設置に関する手続きについて、事務レベルでの話し合いが持たれ、「東京大学史料保存に関する委員会（案）」が検討されている¹⁴。寺崎によれば当時の東京大学内で概算要求を伴う新設組織の立ち上げには、懇談会答申と設立準備委員会設置のプロセスがあり、この全学委員会の立ち上げは百年史編纂後の当面の措置と、将来設計のための設立準備委員会としての性格を帯びていた。

同年6月5日には「東京大学史料保存に関する委員会設置理由（案）」がまとめられ、設置理由については「当面における史料保存の実施と今後における保存・収集・活用等の方針の

策定に当り、併せて網羅的所蔵調査等に当るために措置する」と明文化、委員会の発足時期は9月とされた。あわせて第6条に東京大学史料室の設置条項をうたった「東京大学史料保存に関する委員会規程（案）」が作成される。

一方、同年6月11日には寺崎百年史編集委員会委員長、広報企画課長、庶務課長補佐（法規担当）の間で「東京大学史料の保存に関する委員会規程（案）」の検討が行われ、庶務課長補佐（法規担当）から、規程中に「史料室」が最初から規程案の中に入っているのは「なじまない」感じがする。委員会発足を先行させるという方式がよいのではないか」などの意見が出され、以後の方向性が確認されることとなった。また、打合せの席上、関連事項として先端研の中に、科学史・技術史・産業史・会社史・大学史・教育史・学会史等の資料文献を集める、附属施設が概算要求の中に盛り込まれているという情報もたらされ、当該概算要求立案に際しては、3月の「東京大学百年史編集史料保存に関する懇談会答申」を考慮する形になっていることが報告された¹⁵。

同年6月24日には議論に関わるメンバーを広げ、東京大学百年史編集委員会専門委員である寺崎昌男、伊藤隆、益田宗の各教授、事務局の広報企画課長、庶務課長補佐が集まり（百年史編集室スタッフ2名がオブザーバーで臨席）、「保存委員会を考える会」が行われた。組織をどう位置づけるかについて先端研との関係について寺崎、庶務課長補佐のやりとりがあり、寺崎は「先端研の中で生き延びるのは不可能と思う」と発言、庶務課長補佐も「その通りと思う」と返答、伊藤からは「史料室は情報公開の趨勢の中で、事務局に近いほうが便利である」との意見もだされた。こうした議論の中で庶務課長補佐からは史料室を事務組織につけ広報企画課のランチとする、という後の史料室の在り方が案出されている。一方で庶務課長補佐は、本格的な大学アーカイブズを設置することは向こう10年間はほとんど望み薄であり、「先端研内であれば教官、事務官等は1名程度は確保できるだろう」との見解を持っていた。上記意見を踏まえ寺崎は「先端研にのちのアーカイブズの芽として本部を置き、一方で大講堂に居続ける、という方法はどうか」との考えを提示している。

このように答申後の事務方も交えた議論では、百年史編纂後のポスト年史編纂組織を学内措置として、当初から独立した形で位置づけることは検討されなかった。まずは事務局広報企画課や、新たに設置が見込まれる先端研の中に置かれることが模索されていたのである。また庶務課長補佐はこのとき、新たに設置する東京大学史料の保存に関する委員会について、「基本方針を策定したら解散する委員会」という認識を持っており、そのため委員会規程の中に史料室設置条項を設けるべきではないと、あらためて発言している¹⁶。

会合を経て同日付で庶務部広報企画課より「東京大学史料の保存に関する委員会規則（案）」が作成された。委員会の任務は（1）史料の保存及び活用の基本方針に関すること。（2）本学公文書の所蔵調査に関すること。（3）本学にかかわる史料収集の方策に関すること、とし史料室についての内容は規則には盛り込まれない形となった。規則（案）はその後9月16日開催の評議会で承認され、文言修正はほほないままで同年10月14日東大規則第40号として制定された¹⁷。

2. 東京大学史史料室の設置

懇談会答申を受けて、全学委員会が設置されたことで、センター構想の学内手続きは、東京大学史料の保存に関する委員会（以下、保存に関する委員会）に議論の場を移していくこととなる。

11月27日の第1回保存に関する委員会の席上、委員長に就任した寺崎昌男から「本委員会では百年史編集委員会委員長としての立場を離れ、今後の東京大学史料の保存と利用等に関する方針を策定してゆきたい」旨の挨拶があり¹⁸、当面の措置を将来構想との関連のもとに2月までにまとめる必要があること、概算要求に結びつくべきものとして6月一杯を目途に第一次中間報告を出すことが提案された¹⁹。

上記提案を受けて、翌1987年1月8日、第2回保存に関する委員会が開かれ、寺崎私案として「東京大学史料保存の基本報告ならびに当面の措置等について（案）」が資料として配布された。ここで提示された組織体制は以下の通りであった。恒久的な機関として「東京大学史史料センター（仮称）」を設置するための必要な措置が講じられる必要があり、昭和62年度以降、センター設置のための概算要求を作成する等の現実的方策がとられる必要があり、6月を目途にあらためて提案を行う。一方で当面の措置として、百年史編集室が廃止されるにあたり「1. 編集室を「東京大学史料室（仮称）」として再組織すること。2. 現行規模の専任者定員と施設面積を維持する方策を講じること。3. 同室の運営等については、当面「東京大学史料の保存に関する委員会」がこれに当ること。4. 同室の事業としては（ア）従来行ってきた収集・整理・保存の作業を継続すると共に、（イ）将来の恒久的作業の準備に当り、（ウ）東京大学史に関する基礎的研究活動を継続するものとする。5. 4の諸活動を行うための予算措置がとられる必要がある。」

この「東京大学史料保存の基本報告ならびに当面の措置等について（案）」について、田中学委員（農学部教授）から史料室は「史料センター準備室とってはどうか」との質問が出たが、日下庶務部長からは「この委員会は設置理由にもある通り、保存、整理が主要任務であり、あわせて方策を研究するということであってすぐさまセンター準備室とはどうかと考える」との応答があった。また伊藤隆委員（文学部教授）から、組織位置及び予算について質問が出た。日下庶務部長より「編集経費で近々の充当はできる。しかし将来的には校費で賄うよう考えなければならぬ」と返答があり²⁰、また寺崎委員長は「現在まで百年史編集室が行ってきた業務の延長上である組織を考えている²¹」旨が述べられた。また寺崎委員長から概算要求における委員会の役割について質問があり、日下弘庶務部長は「骨子から始まり具体的なものまで考えていただきたい」と回答、「東京大学史料の保存に関する委員会」で具体化する方向性が確認された。小高健委員（医科学研究所）より要求する親部局について質問があり、日下から「全く行政的色彩の強いものであれば事務局から概算要求を提出することになる」とのやりとりがあった。この他、第2回委員会では後継組織の名称について「東京大学史史料室」とすることが了承されている。

1974年に東京大学百年史編集室要綱が制定されて以来、百年史編集室の庶務は事務局庶務

部広報企画課が処理していた。当面の措置に関する多くの質問に対し、委員会幹事を務めていた日下庶務部長が返答している通り、ポスト百年史編集室の扱いについては事務局で面倒をみるのが現実的な方向性であったといえる。一方で概算要求の具体的事項については、伊藤委員が「研究的側面があるので事務局からの提出ではその点が不備になるのではないか」と指摘し、日下庶務部長が「研究的側面を重視するならば今後この委員会にてご検討願いたい」と回答しているように、事務局提出の概算要求となった場合においては、「史料の保存整理を中心に考える場合において可といえる」もので行政的側面を重視する庶務部を中心とした事務局側と研究的側面を付加したい委員を構成する教官等との間で、ポスト年史編纂体制において重視すべきポイントには相違があった²²。

2月20日第3回保存に関する委員会に提出された「東京大学史料保存の基本報告ならびに当面の措置等について(第2次案)」では編集室解散後、再組織される「東京大学史史料室(仮称)」の現行規模の専任者定員について、具体的に「とくに助手ならびに専門的非常勤職員、ならびに職員等の人員」と助手配置が明記された。また同室の企画・運営等については当面「東京大学史料の保存に関する委員会」がこれに当たるが、「行政に関わる文書の調査・保存等については、本部事務局および部局事務室等と密接な連携協力を必要とする。そのための適切な体制をつくり上げていくことが重要となる」という語句が加わった。委員会席上、川上秀光委員(工学部教授)より当面の措置に対する過渡的期間について問われた際、寺崎委員長は、恒久的組織として「東京大学史史料センター(仮称)」設置の概算要求をするためには、東京大学における文書等の移管に関する規程等を整備した後でない、文部省への概算要求に不備をきたすという事務局の判断があり、来年度に文書等の移管に関する規程等を整備、再来年度概算要求をする、というタイムスケジュールから最小限で2年、という期間をもって返答している。議論を踏まえ、史料室の位置づけを東京大学史史料センター(仮称)のような恒久的機構が発足するまでの暫定措置とする「東京大学史料保存の基本方向ならびに当面の措置等について」は2月27日寺崎委員長から森巨総長に提出され²³、総長から一応の了承を得た。その後、2週間をおかず3月3日に開催された第4回保存に関する委員会で、事務局がたたき台を用意した「東京大学史史料室規則(案)」がほぼ原案通り承認され、1987年4月21日の評議会決定を受けて、東京大学史史料室が発足、百年史編集室の中野実助手が室員として務めることとなった。

第2条の業務範囲から分かる通り、調査・研究事項は明文化されなかったが、第2条(4)には史料目録・東京大学史紀要等の刊行が含まれるものと解釈された。また室員若干名の内訳は助手1名とされた²⁴。日下庶務部長からは、第6条にあるように組織は事務局庶務部広報企画課のランチとして置かれることから、室員の官職は事務官であり、教官を配置する場合には、併任官職の形式をとらざるを得ないとの認識が示された²⁵。このように東京大学におけるポスト年史編纂組織は、研究・教育機能は規則上には明示されないかたちで事務局内に位置づけられることで命脈を保ったといえる。

表 1 東京大学史史料室規則対照表

東京大学史史料室規則 (案)	東京大学史史料室規則
(設置)	(設置)
第1条 東京大学に東京大学史史料室 (以下「史料室」という。) を置く。	第1条 東京大学に東京大学史史料室 (以下「史料室」という。) を置く。
(業務)	(業務)
第2条 史料室は、次の各号に掲げる業務を行う。 (1) 東京大学百年史編集委員会によって収集された資・史料の整理及び保管 (2) 寄贈資料の受け入れ、整理及び保管 (3) 本学に関する各種資料・データの収集、整理及び保管 (4) 前各号に定めるもののほか、史料室の業務に関し必要と認められる事項 2 史料室は、前項に定める資・史料等を本学の教職員等に関連させることができる。閲覧に関する事項は、別に定める。	第2条 史料室は、次の各号に掲げる業務を行う。 (1) 東京大学百年史編集委員会によって収集された資・史料の整理及び保管 (2) 寄贈資料の受け入れ、整理及び保管 (3) 東京大学に関する各種資料・データの収集、整理及び保管 (4) 前各号に定めるもののほか、史料室の業務に関し必要と認められる事項 2 史料室は、前項に定める資・史料等を別に定めるところにより、本学の教職員等に関連させることができる。
(室長)	(室長)
第3条 史料室に室長を置く。 2 室長は、本学専任の教授のうちから総長が委嘱する。 3 室長は、史料室の業務を総括する。	第3条 史料室に室長を置く。 2 室長は、東京大学専任の教授のうちから総長が委嘱する。 3 室長は、史料室の業務を総括する。
(室員)	(室員)
第4条 史料室に室員若干名を置く。 2 室員は、室長の指示に従い、史料室に関する業務に従事する。	第4条 史料室に室員若干名を置く。 2 室員は、室長の指示に従い、史料室の業務に従事する。
(庶務)	(庶務)
第5条 史料室の庶務は、事務局庶務部広報企画課において処理する。	第5条 史料室の庶務は、事務局庶務部広報企画課において処理する。
(補則)	(補則)
第6条 この規則に定めるもののほか、史料室の企画・運営等に関し必要な事項は、当分の間、東京大学史料の保存に関する委員会の定めるところによる。	第6条 この規則に定めるもののほか、史料室の企画・運営等に関し必要な事項は、当分の間、東京大学史料の保存に関する委員会の定めるところによる。
附則	附則
1 この規則は、昭和 年 月 日から施行する。 2 室長は、当分の間、東京大学史料の保存に関する委員会委員長をもつてあてる。	1 この規則は、昭和 62 年 4 月 21 日から施行する。 2 この規則第3条に定まる室長は、当分の間、東京大学史料の保存に関する委員会委員長をもつてあてる。

出典：「東京大学史史料室規則 (案)」1987年3月3日『東京大学史料の保存に関する委員会第1級 (第1回～第8回)』(S0104/0001) 東京大学文書館所蔵。『東京大学史史料室ニュース』第1号、東京大学史史料室、1988年、4頁

3. 東京大学史料の保存に関する委員会による概算要求案

設置された大学史史料室はこれまでの議論をみてきたように、センター準備のための当面の措置という位置づけであり、次のステップは室のセンター化であった。寺崎は5月26日に「東京大学史史料センター（仮称）への概算要求までに予想される手続きについて」を作成し、論点を以下の1～5にまとめている。

- 1 公文書（行政文書）の移管や譲り受けのルールについて
- 2 部局所蔵の非現用文書の取り扱いについて
- 3 概算要求の母体の問題
 - a 特定部局の提出か
 - b 本部提出か
 - c それをどうやって決めるか
- 4 設立準備委員会をどう作るか
 - a 保存委員会を転換するか
 - b 別組織か
- 5 安田講堂改築計画との関係

そのうえで、委員会で審議する順序は3、4、5、1、2に順になるだろうこと、実現のあらゆる段階で事務局の協力と合意が重要となり、他の部局設立の場合と大きく異なること、百年史の編集・刊行のような具体的目的をうたうことが難しく、フォーカスの絞り方が課題となることを補記している²⁶。この寺崎が示したいくつかの論点は、9月29日第7回保存に関する委員会でもとまり、概算要求の母体としては事務局があたること、東京大学史料の保存に関する委員会を設立準備委員会として位置づけること、委員会下にワーキンググループをおいて実質的な検討をすることが承認された。

その後実質的な議論の場となったワーキンググループでは1985年3月26日に東京大学百年史編集室専門委員会から総長に答申された「東京大学史史料センター（仮称）設置の提案」をたたき台として、概算要求では、日本の近代化に果たした東京大学の役割を強調し、目的中に日本の近代化を研究し今後の展望を拓く、といった事項を補足強調すること。日本が国際的にアーカイブズ後進国であるという視点を盛り込むこと、組織は私文書の収集・整理・公開機能も担う事、大学行政に資するセンターであること、を新たな設置目的として追加することが議論された。そして日本の大学アーカイブズの中核を目指すべく全国共同利用的な機関としていくことが提示されることとなる。百年史編集委員会専門委員会で議論された学内共同教育研究施設という位置づけから、全国共同利用施設として、大学の学部等から独立した施設でなおかつ、大学の枠を超え同分野の研究者の共同利用に供する組織であることが志向されたのである。施設は大講堂（安田講堂）1688㎡分と算定、一方で組織構成・人員配置等は1部門2室（沿革史料研究室、学術資料研究室）、各助教授1、助手1、技官1、図書室・資料室職員2と従来からの構想を引継いでいたが、「大学行政を取り扱うので、事務局が若干踏み込んだ組織にする必要」があるとした²⁷。踏み込んだ組織の具体的イメージについては第9回委員会で質問が出

され、「例えば、一つの文書がある時点までは事務局の所管、その後史料室の所管に属する場合、それを一体的な場所で保管する事にして二面性を持たせ、事務局とセンターの仕事を一体的に処理する事は、今後の考え方として有り得るのではないか」とのワーキンググループメンバーからの応答が議事録に残されている。大講堂にセンターの施設を有し、現用・非現用の公文書について集中管理を行う構想が模索されていたのである²⁸。

年が明けて1988年1月25日に開催された第9回保存に関する委員会では「東京大学史史料センター(仮称)概算要求書(案)」が示された。要求事由は以下のようにまとめられている。「本センターは第一に、これらの史料を土台にして更に多くの関係史料を集め²⁹、整理し、必要に応じて公開し、第二に、それを利用することによってわが国近代化の過程における大学の形成過程とその各学問分野・技術の分野において果たしてきた役割を明らかにすること、第三に、現在年史を編纂している諸大学や近代化に当たって日本と深い関係のあった外国の諸大学との高等教育機関の果たした役割について研究交流を行うことを目的とする」。目的からは、この概算要求がポスト年史編纂事業という性格を強く帯びていたことがよくわかる。

また研究の学術的、社会的意義として「本センターの設置は、先進諸国の少なくとも一流といわれる大学がかならず備えているにもかかわらず、日本では全く発達していない大学文書館を初めて日本に設立することであり、世界的な大学文書館の国際交流に日本も遅れ馳せながら参加するという意味を持っている。またその点で学内共同研究施設として機能するのみならず、全国共同利用施設としても機能し、更に国際的関連において活躍し得るものである」とした。概ねワーキンググループでの論点が文章化されたものといえ、概算要求の骨子はこの時点でほぼ固まったといえる。

4. 概算要求の手続きと文部省の方針

それでは、こうした大学史史料センター構想の概算要求に実現可能性はあったのだろうか。ここで、1980年代後半の東京大学における概算要求のプロセスと、国立大学をとりまく財政状況について確認しておきたい。当時新規の組織設置については、学内で総長もしくは総長特別補佐級を議長とする懇談会を設け、その答申を受けて、全学委員会級の設立準備委員会が設置され、ここで概算要求を提出する母体や具体的な骨子等を策定、2月に設立準備委員会もしくは担当部局から部局概算要求を本部経理部に提出、その後、本部経理部で書式等が整えられたのち、学内ヒアリングを経て、5月末に部局長会議で概算要求事項の優先順位を決定、評議会で承認後、6月に文部省へ提出という流れを取っていた³⁰。大学からあげられた概算要求はその後、文部省において個別の説明聴取が行われ、予算省議を経て8月末大蔵省に送付、概算査定が行われたのち、12月下旬に概算査定案(大蔵原案)が取りまとめられ、各省庁からの復活折衝を経て、概算閣議による決定がなされる、という手続きが取られていた³¹。

一方、大学史史料センター構想が練られていた1980年代、概算要求による国立大学の組織新設には、厳しい概算要求基準がたちだかっていた。1983年以降、国の予算編成における要求限度額は、前年度予算額を下回るように概算要求基準が設定されるようになる。いわゆる

マイナスシーリングである。石油ショックに伴う財政赤字への対応から、1981年に発足した国の臨時行政調査会（以下臨調）は、行財政改革を推進する答申を行い、その結果緊縮財政政策が取られることとなったのである。臨調の最終答申を受けて、1983年文部省大臣官房長から国立学校長に通知された「臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について」（新行革大綱）では「国立大学については、その新設、学部・学科の新増設、定員増は全体として抑制し、時代の変化等に対応した学部、学科の転換、再編成を進める。また、研究所等の整理再編（共同利用機関化を含む。）を行うとともに、本部、学部等の事務機構の一元化を一層推進するものとする。大学、学部等の附属施設についても、その必要性を見直し、整理再編を含め、その在り方を検討するものとする³²」とし、大学における組織の新設に対し厳しい方針を示すこととなった。

もっとも当該期、全国共同利用施設、学内共同利用施設の新設が認められなかったわけではなく、1984年～1993年時、国立大学全体では全国共同利用施設については毎年おおむね1～2件、学内共同利用施設については1984年の6件から1993年には25件と、むしろ組織整備は増加傾向をみせている³³。東京大学でも同様に、この間全学センターおよび部局附属センターはほぼ毎年設立されていた。

表2 東京大学全学センター・部局附属センター設置推移

西暦	名 称
1984年	文献情報センター（全）
1985年	留学生教育センター（全）、素材開発研究センター（生産技術研究所）
1986年	学術情報センター（改組・文部省直轄）
1987年	先端科学技術研究センター（研究所相当）
1988年	天文学教育研究センター（理学部）
1989年	微生物微細藻類総合センター（応用微生物研究所）
1990年	留学生センター（改組）
1991年	気候システム研究センター（全）、ヒトゲノム解析センター（医科学研究所）、国際災害軽減工学研究センター（生産技術研究所）
1992年	情報メディア研究資料センター（改組・社会情報研究所）、人工物工学研究センター（全）
1993年	生物生産工学研究センター（全）、細胞・高分子総合センター（改組・分子細胞生物学研究所）、環境安全研究センター（全・改組）

出典：『年譜 1877-1977-1997：東京大学創立120周年記念』東京大学、1997年

※カッコ内について、全は全学センター、部局名は附属する学部・研究所

しかし認められる新設組織については、徳永保氏が指摘しているように、成長産業が期待される分野、特定専門分野の人材養成、留学生受入れ整備、産学連携、地域中核医療機関の機能強化、大学教育機能の社会・地域への開放、類型の異なる組織間整備など、社会的要請

が強いと文部省が判断したものに限られていた。新設組織の定員要求は新行革大綱以降、文部省高等教育局と総務庁行政管理局との折衝に基づき、行政管理局が査定意見を大蔵省主計局に提示するようになったことで、この査定傾向を踏まえた文部省が示す概算要求方針に適合的な案件だけが採択されるようになったからである。概算要求における文部省の主導性が高かったことは、寺崎の回顧からもうかがえる。寺崎が森総長に面会した際に、森は文部省にその場で電話をかけ、文部大臣の諮問機関である「学術審議会でもまだ大学関係史料の保存ということは議題にのぼってないそうです」と回答したという³⁴。文部省の策定する方針に適用か否かが、概算要求の成否に直結するという認識が当時総長レベルで持たれていたことを物語っている。

また当時の国立大学財政は国立学校特別会計制度によって運営されており、歳出予算は大略教職員の人件費と、教育研究費及び施設整備費に基づく物件費に分けられるが、予算編成におけるマイナスシーリングの中、人件費、教育研究費等を維持するため、特にしわ寄せが集中したのが、国立学校施設整備費（文教施設費）であった。神田修、小川正人らによれば、1983年時1156億円であった文教施設費は1986年には788億円まで減少し、その後平成年間に入るとやや持ち直すものの、ピークにあった1979年度に比べ50%前後を確保できているに過ぎない状況にあった。さらに既設学部等施設費は1990年度において国立学校施設整備費全体の8.38%と大きく抑制されていた³⁵。森亘は総長任期終了後、東京大学の学内広報において、大講堂改修を任期中「概算要求を通じて国に求めること（中略）は、ほとんどすべてのレベルにおける事務、行政、政治上の困難さ（ないし反対）でしかなかった（中略）このオーソドックスな、私にとって最も好ましいと考えられた方法はあきらめざるを得なかった」と述べている³⁶。平野総長期の1983年に設置された大講堂利用計画懇談会の84年答申では「1、2階については大学文書館（university archives）に当てるのが最もふさわしい」としており、学内でも工学部の稲垣栄三や香山壽夫は建築史・建築学の立場から大講堂1、2階におけるアーカイブズ配置計画を発表していた³⁷。大講堂を施設とする大学史史料センター構想は、こうした学内理解の醸成を一定程度踏まえたものであったが、施設の概算要求については非常に厳しい状況にあったといえる³⁸。

5. 大学史史料センター構想と概算要求の推移

第9回保存に関する委員会では、概算要求の骨子が固まったことを受けて、「総長の概算要求に対する考え方を伺うため、委員長は機会を設けて説明をしてはどうか」との意見がだされた。こうした状況を踏まえ、1988年2月26日寺崎委員長が総長会見に臨み、概算要求提出についての総長にうかがいをたてることとなった。このときの森総長が問題としたのは大講堂をセンターの施設とすることについてであった。森総長からは「1、センター概算要求は、大講堂の修復計画と共に考えざるを得ない。2、現在、ホール部分の改修計画があり、これが第1段。センターは第2段（二段計画中の第二段）にならざるを得ない。3、文部省の方針の上でも（学術政策における大学史料の位置）、第二の優先順位になろう」とし、総長からは10年計画を覚悟してほしいと意向が示された。

大講堂利用計画のタイムスパンの中にセンター構想をすぐに位置づける、ということについて森総長は消極的であったのである。この総長見解は、大学史史料センター構想の実現が学内優先順位として低いことを意味していた。3月15日の第10回保存に関する委員会において概算要求は経理部に提出されたことが報告されたが、第12回保存に関する委員会で広報企画課長からセンター概算要求は、6月10日の部局長会議において、文部省への要求事項とならなかった旨の説明があり、東京大学として文部省へ提出する概算要求にも残らなかったことが明らかとなった。

第13回保存に関する委員会では、広報企画課長から経理部担当者の感触として「現在は単独の部局を要求しても文部省では殆ど認めていない。とくにアーカイブズのようなものを1大学に認めると全部の大学につながるという懸念があるので、予算を通すという意味では資料館等に付けることにしたほうが形としては通り易いという話もあった。また、東大の要求に名前を出すのであれば、多少縮小して室長なりが経理部に説明に行き載せてもらうことは可能である。ただ、それが文部省で通るかどうかは分からない」との説明を行った。先の総長会見では大講堂利用計画の現実性の低さが明らかとなったが、加えて経理部からはセンター構想の単独性と規模の大きさが指摘されたのである。当時大学史史料室には教育学部定員の助手が1名配置されているだけで、組織の統合、改組に伴う全国共同利用施設や学内共同利用施設設置を求める文部省の方針に合致していなかった。また大学アーカイブズの拡大も文部省は望んでいなかった。事務局はこうした文部省の意向を敏感に感じ取っていたといえる。委員会では、独立した形での構想を継続すべきか、学内の他組織に付ける方向性を模索すべきか諸処意見が出され、付ける場合は「総合研究資料館が一番密接な関係にあり自然であろう」との見方が出されている³⁹。

このほか寺崎は、百周年という強いインセンティブがない中で、情報ではなく、モノとしての文書を集める場所を新たに作ることにについて、理系の教官には中々理解されなかったという学内の雰囲気을回顧している⁴⁰。

1989年1月23日第14回保存に関する委員会では寺崎が附属学校長兼務で繁忙であることを受けて、新たに委員長に就任した原朗委員長（経済学部教授）から2月中旬までに提出する必要がある概算要求について前年同様とするか縮小するかについて委員に意見が求められた。意見の多くは大講堂利用要求の妥当性についてであり、大講堂の改修にあたっては第1段階としてセンター構想を含めることは難しいという前年の総長意向を受けた反応が多かった。最終的に前年度概算要求から縮小しての要求としてまとめること、細部はワーキンググループで再検討して要求書を出すことが了承された。

2月7日ワーキンググループが開催され、検討の結果前年度概算の規模を半分にし、なお且つ2年間に分けて要求することが提示された⁴¹。この結果提出された要求は、要求事由自体の文言はほぼ変化がなかったものの、昭和64年度の概算要求額6,784,000円を、平成2年度では6,120,000円に縮小、組織体制も助教授1、助手1、事務官1、技官1に要求が縮小された⁴²。また施設については当面大講堂5～8階352㎡、地下1階倉庫124㎡の計476㎡で要求するこ

ととし、将来的には707㎡を目指すという前年から大幅に要求面積を下げた形で提案された⁴³。

しかし、この縮小案についても東大として文部省へ要求する概算要求には残らなかったことが、1989年6月19日開催の第16回保存に関する委員会で広報企画課長から報告された。この回では委員から今後の在り方について、外部資金獲得も含めた史料室自体の実績を高めていくこと、文部省の意向確認の必要性、学内他組織との将来関係の具体像などの論点が出された⁴⁴。もっともこうした議論はその後深化した様子はみられない。1990年1月22日第18回保存に関する委員会では原委員長から「平成3年度東京大学史史料センターの概算要求については、もう一度前年度と同じ形で要求したいと考えている」との説明があり、要求事由については多少手を加えた方がよいのではないか、という意見があったものの、とりあえず前年同様の要求とすることで了承された⁴⁵。

第20回保存に関する委員会では原委員長が2年間の任期満了となり、後任の委員長には田中中学農学部教授が選任された。田中委員長のもとでも概算要求の提出は続けられたが、「平成4年度の東京大学史史料センター（仮称）の概算要求については、平成3年度の要求と同様な構想で要求したいと考え」て準備することが発言された⁴⁶。平成4年度概算要求では要求金額が4,048,000円とさらに縮小され⁴⁷、前年度と全く同様ではなかったが、「前年度と同じ内容」「従来と同じ形」での要求との説明のもと、第22回保存に関する委員会でも了承された⁴⁸。毎年東京大学としての概算要求事項に残らない結果を通じ、委員会内部でも概算要求への関心は相対的に低下していたのである。

そしてこの年も文部省への要求は叶わなかった。第24回保存に関する委員会上、田中委員長から「史料室のセンター化については、今後も従来どおり要求していくが、近い将来に実現する見通しはたっていない。当面は史料のマイクロ化や目録の作成等個々の問題について予算要求を行い、史料室を実質的に充実させ、センター化をアピールしていきたい」という現状認識が示された。事務局広報室長からは、概算要求の説明を行い、その後経理部より「史料室所蔵の文部省往復についてマイクロ化については1991年度中に大正期までの分を実施する方向で進めていきたい」との話があったとの報告があった。概算要求説明はすでにセンター化そのものではなく、むしろ経理部に史料室の現状を理解してもらい、実質的な史料室のプロジェクト予算獲得を陳情する場として機能しつつあったことが分かる⁴⁹。平成5年度概算要求額も3,570,000円と運営費を更に低く設定、提出文自体は手を入れない、という前年度からの手続きが踏襲された⁵⁰。

以上、当時の学内外状況からいって、大学史史料センター構想が概算要求として通る要素は限りなく低かった。その意味において寺崎が主導した概算要求は、現実路線というよりはやや理想像を求めたものであったといえよう。しかし歴代委員長もまた現実的な対案を十分示得ず、旗印自体は下ろさないものの、内容を縮小しながらの前年度踏襲に終始したのである。

表3 東京大学史史料センター概算要求運営費案推移

	概算要求運営費案
平成元年度概算要求案	6,784,000
平成2年度概算要求案	6,120,000
平成3年度概算要求案	6,120,000
平成4年度概算要求案	4,048,000
平成5年度概算要求案	3,570,000
平成6年度概算要求案	4,155,000
平成7年度概算要求案	6,480,000

単位：円

出典：『東京大学史料の保存に関する委員会 第1綴（第1回～第8回）』（S0104/0001）、『東京大学史料の保存に関する委員会 第2綴（第9回～第18回）』（S0104/0002）、『東京大学史料の保存に関する委員会 第3綴（第19回～第27回）』（S0104/0003）、『東京大学史料の保存に関する委員会 第4綴（第28回～第35回）』（S0104/0004）東京大学文書館所蔵

6. 総合研究博物館構想とセンター概算要求の接合

この方針に変化がみられるようになるのは、1992年12月高橋進法学部教授が委員長に就任して以降のことである。1993年2月18日に開催された第30回保存に関する委員会では、センター化概算要求は従来同様の形で要求することが決まったが、同じころ高橋委員長は青柳正規広報委員長を通じて、事務局から概算要求するよりも、「組織上はある部局（総合研究資料館）について要求したほうが認められやすいのではないかと」の助言を受けている。これを踏まえ同年4月には、高橋委員長、田中元委員長、青柳広報委員長、事務局長での会談が行われた。会談では組織上だけ総合研究資料館というわけにもいかず、総合研究資料館としても史料センターの要求が第一に順位されるとは限らないということから、当面は現在のまま事務局から要求することとなったが、総合研究資料館との連携には含みを残した形となった。こうした動きを踏まえ、高橋委員長からは1993年5月13日開催の第31回保存に関する委員会において概算要求書の見直しを含めワーキンググループの設置等を検討したいという提案が出された承されている⁵¹。

第32回保存に関する委員会（7月8日開催）では、概算要求について議題の第1にあがり、史料センター構想の実現可能性について対応策が検討された。委員会に先立って高橋委員長は6月30日に総長と会見し、史料室および東京大学史史料センターの概算要求についての説明を行い、センター実現まで当面の措置として助手1名の補充を要請、内諾を得ていた。全学の空きポストを利用した構造的空き定員による定員流用であったと思われるが、形式的には、百年史編集室以来の慣例で教育学部に助手として採用し、文部事務官庶務部庶務課併任という形

での史料室勤務という形がとられた。当時史料室は専任の教官不在の状態であり、概算要求見直しと並行して、学内措置で可能な史料室体制整備が図られたといえる。委員会では概算要求書見直しのためのワーキンググループのメンバーが確定、高橋委員長、田中学農学部教授（元委員長）、大森博雄理学部教授、寺崎弘昭教育学部助教授、岡崎哲二経済学部助教授が選任された⁵²。ワーキンググループは7月15日、9月10日の2回にわたり開催され、12月開催の委員会に見直し案を提示することとなる⁵³。12月16日に開催された第33回保存に関する委員会で示された概算要求説明書案は、大要以下のような変更点を加えたものであった。

- 「1. 従来の概算要求書は、百年史編纂事業を引きずってしまっていたように思われるので、百年史編纂以後も東大としては、史料室を設置して資・史料の収集を積極的に行っていることを強調した。
2. 当初、概算要求書を作成したころは、史料室が設置されて間もないときであった。現在は、閲覧者および調査事項の大幅な増加、また学内・学外における展示会への協力等アーカイブ（ママ）としての機能をかなり発揮してきている。この実績を強調した。
3. 現在の大学の課題である、自己点検・自己評価に資する基本的な資・史料の収集・整理・保存に務めなければならないことを盛り込んだ。
4. 全官庁レベルで問題となっている文書管理のことであるが、大学における全体的な文書管理として、史料室が円滑に機能することが重要であることを強調した。
5. 助教授が必要な点として、史料の貸借、業務の遂行にあたって助手では責任が取れないこと、また、研究組織、交流にあたって助手では対応できないことを書いた。
6. 本学が所蔵する史料群は、高等教育機関の形成とその学問・技術の分野において果たした役割を明らかにし、わが国の学術界に多大な影響を与える。また、東京大学が伝統的の大学としての歴史的経験の情報を学内外の大学等の機関に提供することにより、全国の大学改革の取り組みに役立つことができる。これらの観点からのセンター化が望ましいことを書いた⁵⁴」

従来の大学史史料室の実績強調と、有馬学総長主導で進められていた学内での自己評価の動きに資する組織であるという点が新味であった。これに対し委員から各種意見が出されたが、多く提起されたのは更なるセンターの研究機能面の明確化であった。このため1994年2月23日に開催された第35回委員会で再提案された東京大学史史料センター（仮称）概算要求説明書では、設置の事由として「本センターは、以下のような業務および研究を行う」と研究を行うセンターであることが明示され、内容は「第一に、百年史の編集時代から収集、保存してきた史料及び日々散逸の危険に晒されている貴重な多くの東大関係史料を収集、保存し、その有効な活用を図る。第二に、史料の基礎的研究を通して、わが国近代化の過程における大学の形成過程と各学問・技術の分野において果たしてきた役割を明らかにする。第三に、本学における公文書の合理的かつ効果的な文書管理と学内行政に資する。現在進行している公文書の保存公開問題に対処しての事務当局の努力とあいまって、これらの文書の公開に新しい形を作っていくこともセンターの課題である。第四に、現在年史を編纂している国内の諸大学や近代化に

当たって日本と深い関係のあった外国の諸大学との研究交流を行う⁵⁵』とした。第35回保存に関する委員会においてこの改訂版は原案通り承認されたが、新たな問題も討議されている。それはこの時期学内で検討されていた総合研究資料館の総合研究博物館構想との関係についてであった。

高橋委員長には2月15日青柳総合研究資料館長との会談を通じて、評議会直下に「総合研究資料館に関する懇談会」が設置され、総合研究資料館を中心に総合研究博物館構想が動いているとの情報もたらされていた。また史料室について、総合研究博物館の中の1部門として捉え、概算要求も総合研究博物館の中から出すことが提案されていた。この提案には管理運営および委員会の役割、また広報室との関係を可能な限り従前通りとする体制のまま、300㎡位の建物の確保と、助手定員が付いた場合の優先的な流用も視野に入れられていた。総合研究資料館は1993年末の補正予算によって新館増築が認められ、地下1階、地上7階、延約3000㎡の工事が1994年度から開始される予定にあり、当時としては現実的な提案と受け止められる状況にあったといえよう⁵⁶。

第35回保存に関する委員会では大学史史料センターの概算要求を独自に出すか、総合研究博物館構想の中に吸収される形とするか、という古くて新しい問題が惹起していたのである。学内の優先順位が「ここ数年は、総合研究博物館そのものの概算要求が第1順位になると思う」という高橋委員長の見通しもあいまって、議論は実現可能性が高いのはどちらなのか、に論点が収束された。その結果、今後の対応について総合研究博物館に関する評議会の動向を踏まえたうえで、総合研究博物館構想に加わるか否かの決定をする、また総合研究博物館構想の中の史料室の位置づけ等を踏まえたたたき台を作成し、次回委員会までに配布する、ということになった⁵⁷。

しかし、総合研究博物館構想に史料室が加わる方向性は、委員会開催に先行する形で進むことになる。当時、「総合研究資料館に関する懇談会」では4月19日の打合せを経て、5月10日に総合研究博物館構想の中間報告（案）をとりまとめるスケジュールになっていたが⁵⁸、4月21日に開催された第36回保存に関する委員会では、委員会に先立って総合研究資料館に史料室を組み込む形で修正した概算要求書が提出されたことが、高橋委員長から報告された。この概算要求書修正の要点は、助教授1、助手1、事務官1、技官2と技官を増員したこと、従来アーカイブズとミュージアムとの違いを強調してきた内容を、「『大学文書館』と『大学博物館』とを有機的に連携して設置するという形に変更する。ただし、史料室は独自なもの」という書きぶりにしたことであった。また「総合研究資料館に関する懇談会」がまとめている中間報告（案）では大学史史料室、埋蔵文化財調査室、放射性炭素年代測定室を資料館に合併し、総合研究博物館とすること、同館の対象領域に東京大学における大学史を含めることが盛り込まれる予定であることが合わせて委員に示された。この方針は委員会において追認されることとなる⁵⁹。大学史史料センター化構想は先にみてきたように、必ずしも独立した組織であることだけに方針が1本化されていたわけではなく、実現可能性の中で柔軟に対応する論点が担保されていたのである。一方、事務局から提出されていた大学史史料センター概算要求は、以降

総合研究博物館構想の中で検討されることとなり、大学史史料センター化構想は保存に関する委員会の手を離れることとなった。

その後の保存に関する委員会では高橋委員長から「総合研究資料館に関する懇談会」の進捗状況について断片的に情報がもたらされたが、概算要求に関する具体的な審議の場ではなくなった保存に関する委員会は、総合研究博物館構想の推移を見守ることとなる。しかし結果的には、この総合研究博物館構想の中に史料センターが措置されることはなかった。1996年5月に発足した東京大学総合研究博物館に史料室が包含されることはなく、史料室のセンター化構想は情報公開法制定の動きの中で再度模索されていくことになるのである⁶⁰。

おわりに

以上のように1980年代半ばから1990年代半ばを通じた東京大学内での大学史史料センター構想は、時期によりその要求内容を変化させながら展開されていったことが今回明らかとなった。1980年代前半までの大学アーカイブズに関する学内共同研究を踏まえ、寺崎らは独立した大学文書館像を志向していたものの、1986年3月に出された、東京大学百年史編集史料保存に関する懇談会答申では、単独の史料センター設置を目指す前提で史料室を設置する方向性と、国際学術交流センター構想の中に機能を含めていくことの2案が提示されている。実質的な組織を学内に如何に措置するかについては議論の初発より、ポスト大学史編纂組織は独立した組織とすべきか、大きなセンターの中の部門として位置づけるべきか、明確に1本化されていたわけではなかったのである。

またその後、東京大学史史料室の設置、および概算要求によって同室を大学史史料センターとして改組拡充する構想を主導していったのは、事実上の設置準備委員会的機能を果たした東京大学史料の保存に関する委員会であったが、保存に関する委員会内で概算要求を取りまとめるにあたっては、大学史や学術史の研究機関としての性格と、大学行政文書の記録を移管・保存・公開していくアーカイブズ的機能が未分化のまま議論が進められた。これは概算要求提出を引き受けたのが大学事務局であったこと、一方で保存に関する委員会の委員は部局から提出する概算要求のイメージに引きずられていたことと無関係ではない。事務局サイドから概算要求を提出するにあたっての事務局の考え方の基本線は、「全く行政的色彩の強いものであれば事務局から概算要求を提出することになる」「史料の保存整理を中心に考える場合において可といえる」というものであったのに対し、概算要求のたたき台を作成していた保存に関する委員会のワーキンググループでは、第1室（沿革史料研究室）と第2室（学術資料研究室）の構成を基幹部分とし、「目的中に日本の近代化を研究し、今後の展望を拓くといった事項を補足し強調する」といった具合に大学史史料センター構想の研究的側面を重視していた。東京大学における大学アーカイブズが如何なる形態が望ましいのか、行政寄りであるか、研究重視か、単独組織か、他のセンターのブランチか、その議論は流動的かつ両論併記であったといえよう。

こうした中、寺崎委員長のもとで最終的にまとめられた概算要求における大学史史料センター像は、ポスト百年史編纂事業としての性格を帯びつつも、東京大学のためだけにとどまらな

い日本の大学行政・大学史研究に資するアーカイブ機能をもった全国共同利用施設であった。しかし平成6年度分まで事務局を通じて提出された概算要求は東京大学から文部省へあげられる優先順位として残ることはなかった。

東京大学内で大学史史料センター構想の優先順位が低かった背景には、1983年以降、国の予算編成のマイナスシーリングの影響があげられる。当時国立大学の概算要求には文部省の主導性が強く反映されるようになっていた。百年史編纂後の史料散逸は東京大学にとっては課題であったが、後の情報公開法や公文書管理法のような法制定の追い風がない中、文部省の学術審議会であげられていた検討課題でもなかった。また東大事務局経理部が保存に関する委員会に助言したように、概算要求を認めることで、他大学にも類似の大学アーカイブズが広がることに文部省はむしろ抑制的であったといえる。加えて、施設面の見通しも十分ではなかった。大学史史料センター構想は大講堂内1、2階を利用する計画であったが、国立学校施設整備費の減少の中、そもそも大講堂の施設改修を概算要求で通すこと自体困難であり、森総長は概して消極的であった。文部省の意向に沿わない大学史史料センター構想を、東京大学として概算要求にあげるインセンティブは低かったのである。

こうした条件下にあって大学史史料センターの概算要求は年毎にその規模を縮小することとなり、また提出自体もルーティン化し、概算要求を通すことそのものよりも、既存の史料室予算獲得のための副次的なものとして位置づけられるようになっていた。この結果、1992年段階までに単独組織としてのセンター化要求は手詰まり感が否めない状況となっていた。状況を打開すべく1993年からは概算要求の内容について再検討する動きが起り、これまでの史料室活動実績の強調や、有馬総長のもとで進められていた大学の自己評価に資する組織であることの提示などを新たに打ち出していくことが検討される一方、センター構想を総合研究博物館構想と接合する可能性も模索されていくこととなる。1994年に入り、総合研究博物館構想が現実味を増していく中、保存に関する委員会は、総合研究博物館構想にセンター化構想を盛り込んでいくことを了承、以後大学史史料センター構想の成否は、総合研究博物館構想の審議過程に委ねられることとなった。

こうした動きは寺崎らの理想的なポスト年史編纂組織を求める姿勢とは異なる、実現可能性の高い選択肢を目指す試みであったといえるが、最終的にはいずれも概算要求を伴う組織拡充には直結せず、1995年以降、保存に関する委員会から概算要求が出されることはなくなった。保存に関する委員会と大学史史料室を残して、東京大学における大学史史料センター構想は事実上潰えたといえる。しかし東京大学における1990年代半ばまでの大学アーカイブス構想の成功と失敗は、その後他大学に参考事例として引き継がれていくこととなる。1990年代以降、年史編纂を終えた九州大学や名古屋大学では、史料の保存に関する全学委員会とポスト年史編纂の室設置が進められていき、京都大学では概算要求を伴わない学内措置での本学的な大学アーカイブス設置を模索していくことになるのである。

註

- ¹ 中野実『大学史編纂と大学アーカイヴズ』、野間教育研究所、2003年、149～150頁
- ² 西山伸「京都大学大学文書館－設置・現状・課題－」『大学アーカイヴズの設立と運営－2001年度総会および全国研究会の記録 於・神奈川大学－（全国大学史資料協議会研究叢書 第3号）』、全国大学史資料協議会、2002年
- ³ 小根山美鈴「2度の「大学アーカイヴズ」－ダイジェスト：東京大学文書館前史－」『東京大学文書館ニュース』第54号、2015年
- ⁴ 加藤諭「情報公開法施行前の国立大学における文書管理規程と文書移管」『アーカイヴズ学研究』No. 26、2017年
- ⁵ 折田悦郎「国立大学におけるアーカイブの設置とその機能」『京都大学大学文書館研究紀要』第1号、2002年、9頁。
- ⁶ 前掲「東京大学関係諸資料の保存と利用に関する予備的研究」、24頁
- ⁷ 前掲「東京大学関係諸資料の保存と利用に関する予備的研究」、3、24～25頁
- ⁸ 『東京大学史紀要』第7号、1989年、133頁
- ⁹ 「東京大学史史料センター（仮称）設置の提案」1985年3月26日『東京大学史料の保存に関する委員会第1綴（1～8回）』（S0104/0001）東京大学文書館所蔵（以下注にあげる委員会資料については東京大学文書館所蔵）
- ¹⁰ 「寺崎昌男氏ヒアリング（2017年12月6日）」東北大学史料館所蔵
- ¹¹ 『東京大学先端科学技術研究センター二十年史－ある一部局の自省録－』、2007年、16、22頁。二十年史によれば国際交流情報室、日本科学技術資料室、先端研究協力室の3室からなるセンター内附属施設案だったとされる。
- ¹² 「東京大学百年史編集史料保存に関する懇談会答申」1986年3月31日『東京大学史料の保存に関する委員会 第1綴（第1回～第8回）』（S0104/0001）
- ¹³ 前掲「寺崎昌男氏ヒアリング（2017年12月6日）」
- ¹⁴ 「東京大学史料保存に関する委員会（案）」1986年5月14日『東京大学史料の保存に関する委員会 第1綴（第1回～第8回）』（S0104/0001）
- ¹⁵ 「寺崎昌男発東京大学百年史編集委員会専門委員宛6月11日打合せ報告」1986年6月15日『東京大学史料の保存に関する委員会 第1綴（第1回～第8回）』（S0104/0001）
- ¹⁶ 「保存委員会を考える会」1986年6月24日『東京大学史料の保存に関する委員会 第1綴（第1回～第8回）』（S0104/0001）
- ¹⁷ 「昭和61年9月16日評議会記事要旨」「東京大学史料の保存に関する委員会規則」『東京大学史料の保存に関する委員会 第1綴（第1回～第8回）』（S0104/0001）
- ¹⁸ 寺崎は当時、百年史編集委員会の委員長も兼務している状況にあった。
- ¹⁹ 「第1回史料保存委メモ」「第1回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨」1986年11

- 月 27 日『東京大学史料の保存に関する委員会 第 1 綴 (第 1 回～第 8 回)』(S0104/0001)
- ²⁰ 「第 2 回史料保存委員会メモ」1987 年 1 月 8 日『東京大学史料の保存に関する委員会 第 1 綴 (第 1 回～第 8 回)』(S0104/0001)
- ²¹ 「第 2 回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨」1987 年 1 月 8 日『東京大学史料の保存に関する委員会 第 1 綴 (第 1 回～第 8 回)』(S0104/0001)
- ²² 前掲「第 2 回史料保存委員会メモ」。齋藤尚夫事務局長は 1986 年 9 月着任で、学内における概算要求の手続きについてこの時点では理解しておらず、代わりに日下が回答している。
- ²³ 「東京大学史料保存の基本方向ならびに当面の措置等について」1987 年 2 月 27 日『東京大学史料の保存に関する委員会 第 1 綴 (第 1 回～第 8 回)』(S0104/0001)
- ²⁴ 「東京大学史史料室規則 (案)」1987 年 3 月 3 日『東京大学史料の保存に関する委員会 第 1 綴 (第 1 回～第 8 回)』(S0104/0001)
- ²⁵ 「第 3 回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨」1987 年 3 月 3 日『東京大学史料の保存に関する委員会 第 1 綴 (第 1 回～第 8 回)』(S0104/0001)
- ²⁶ 「東京大学史史料センター (仮称) への概算要求までに予想される手続きについて」1987 年 5 月 26 日『東京大学史料の保存に関する委員会 第 1 綴 (第 1 回～第 8 回)』(S0104/0001)
- ²⁷ 「ワーキング・グループにおける発言」1987 年 9 月 29 日～12 月 21 日頃『東京大学史料の保存に関する委員会 第 2 綴 (第 9 回～第 18 回)』(S0104/0002)
- ²⁸ 「第 8 回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨」1987 年 11 月 9 日『東京大学史料の保存に関する委員会 第 2 綴 (第 9 回～第 18 回)』(S0104/0002)
- ²⁹ 平成 2 年度 ver では「蒐集し」に変更
- ³⁰ 「第 5 回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨 (案)」1987 年 3 月 3 日『東京大学史料の保存に関する委員会 第 1 綴 (第 1 回～第 8 回)』(S0104/0001)、「第 14 回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨 (案)」1990 年 1 月 23 日、「平成 2 年度概算要求事項表」『東京大学史料の保存に関する委員会 第 2 綴 (第 9 回～第 18 回)』、前掲「寺崎昌男氏ヒアリング (2017 年 12 月 6 日)」
- ³¹ 文教予算事務研究会編『平成 8 年度文教予算の実務ガイド大学編』第一法規出版、1997 年、17～27 頁
- ³² http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19830531001/t19830531001.html
- ³³ 徳永保「国立大学政策の進展－国立大学の政策的整備を中心として－」『学術振興施策に資するための大学への投資効果等に関する調査研究報告書』国立教育政策研究所、2013 年
- ³⁴ 前掲「寺崎昌男氏ヒアリング (2017 年 12 月 6 日)」
- ³⁵ 神田修、小川正人「国立大学の教育研究施設整備・設備費の推移」津布楽喜代治『大学の財政運営に関する基礎的研究』1992 年
- ³⁶ 東京大学広報委員会『学内広報』No857、東京大学、1990 年、16～17 頁
- ³⁷ 稲垣栄三「安田講堂の再生と大学アーカイブズ」『東京大学史紀要』第 5 号、1986 年、稲垣栄三・香山壽夫「東京大学アーカイブズ計画—安田講堂の再生・再利用の提案—」『東京大学史紀要』

第6号、1987年

- ³⁸ 最終的に大講堂は、富士銀行、安田信託銀行、安田火災海上保険及び安田生命保険の寄付申し出があり、1988年9月評議会で受入れ決定することで進むことになったが、改修工事は「歴史性を重要視して原状に復すること」が方針とされた。
- ³⁹ 「第13回保存委〔メモ〕1988年11月21日『東京大学史料の保存に関する委員会 第2綴(第9回～第18回)』(S0104/0002)
- ⁴⁰ 前掲「寺崎昌男氏ヒアリング(2017年12月6日)」
- ⁴¹ 「第15回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨」1989年3月13日『東京大学史料の保存に関する委員会 第2綴(第9回～第18回)』(S0104/0002)
- ⁴² 「昭和64年度東京大学史史料室概算要求内訳(第8回東京大学史料の保存に関する委員会配布参考資料)」、「平成2年度概算要求事項表」『東京大学史料の保存に関する委員会 第2綴(第9回～第18回)』(S0104/0002)。助教授1、技官1については平成3年度要求となっていた。
- ⁴³ 「平成2年度東京大学史史料センター(仮称)概算要求書〔参考資料〕◎施設」『東京大学史料の保存に関する委員会 第2綴(第9回～第18回)』(S0104/0002)
- ⁴⁴ 「第16回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨」1989年6月19日『東京大学史料の保存に関する委員会 第2綴(第9回～第18回)』(S0104/0002)
- ⁴⁵ 「第18回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨」1990年1月22日『東京大学史料の保存に関する委員会 第3綴(第19回～第27回)』(S0104/0003)
- ⁴⁶ 「第21回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨」1990年11月19日『東京大学史料の保存に関する委員会 第3綴(第19回～第27回)』(S0104/0003)
- ⁴⁷ 「平成4年度東京大学史史料センター(仮称)概算要求書」『東京大学史料の保存に関する委員会 第3綴(第19回～第27回)』(S0104/0003)
- ⁴⁸ 「第22回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨」1991年2月5日『東京大学史料の保存に関する委員会 第3綴(第19回～第27回)』(S0104/0003)
- ⁴⁹ 「第24回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨」1991年9月24日『東京大学史料の保存に関する委員会 第3綴(第19回～第27回)』(S0104/0003)
- ⁵⁰ 「平成5年度東京大学史史料センター(仮称)概算要求書」『東京大学史料の保存に関する委員会 第3綴(第19回～第27回)』(S0104/0003)
- ⁵¹ 「第31回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨」1993年5月13日『東京大学史料の保存に関する委員会 第4綴(第28回～第35回)』(S0104/0004)
- ⁵² 「第32回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨」1993年7月8日『東京大学史料の保存に関する委員会 第4綴(第28回～第35回)』(S0104/0004)
- ⁵³ 「第33回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨」1993年9月13日『東京大学史料の保存に関する委員会 第4綴(第28回～第35回)』(S0104/0004)
- ⁵⁴ 「第34回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨」1993年12月16日『東京大学史料

の保存に関する委員会 第4綴（第28回～第35回）』（S0104/0004）。説明は1993年11月1日より着任した中野実助手が行っている。

⁵⁵ 「東京大学史史料センター（仮称）概算要求説明書」1994年2月23日『東京大学史料の保存に関する委員会 第4綴（第28回～第35回）』（S0104/0004）

⁵⁶ 新築増設分のうち総合研究資料館の使用分は2200㎡で、1995年3月に完成。館全体の施設規模は約8000㎡となっていく。藤井恵介「総合研究資料館新館増築の完成」『東京大学総合研究資料館ニュース』第34号、1995年、2～3頁

⁵⁷ 「第35回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨」1994年2月23日『東京大学史料の保存に関する委員会 第4綴（第28回～第35回）』（S0104/0004）

⁵⁸ 実際の報告は1995年5月25日にまとめられた。<http://www.um.u-tokyo.ac.jp/information/history.html>

⁵⁹ 「第36回東京大学史料の保存に関する委員会議事要旨」1994年4月21日『東京大学史料の保存に関する委員会 平成8年度（第41回～第43回）』（S0104/0006）

⁶⁰ ここでの経緯については前掲「情報公開施行前の国立大学における文書管理規程と文書移管」参照のこと。